

平成30年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成30年12月3日(月曜日)

議事日程第1号

平成30年12月3日(月曜日)

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第83号
- 日程第6 議案第84号から同第88号まで
- 日程第7 議案第89号から同第92号まで、同第101号及び同第102号
- 日程第8 議案第93号から同第96号まで及び同第98号から同第100号まで
- 日程第9 議案第97号
- 日程第10 陳情第5号及び同第6号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第83号
- 日程第6 議案第84号から同第88号まで
- 日程第7 議案第89号から同第92号まで、同第101号及び同第102号
- 日程第8 議案第93号から同第96号まで及び同第98号から同第100号まで
- 日程第9 議案第97号
- 日程第10 陳情第5号及び同第6号

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番 平澤 惣一郎 君 2番 東野 恭行 君

3番	山本剛君	4番	吉川慶一君
5番	五十嵐健一郎君	6番	滝川正義君
7番	佐藤孝君	8番	新保峰孝君
9番	田原実君	10番	保坂悟君
11番	笠原幸江君	12番	斉木勇君
13番	中村実君	15番	田中立一君
16番	古川昇君	17番	渡辺重雄君
18番	松尾徹郎君	19番	高澤公君
20番	吉岡静夫君		

〈欠席議員〉 1名

14番 大滝豊君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	木村英雄君
総務部長	藤田年明君	市民部長兼 会計管理者兼 総務課長	山本将世君
産業部長	見辺太君	総務課長	渡辺成剛君
企画定住課長	渡辺孝志君	財政課長	大沢喜昭君
能生事務所長	土田昭一君	青海事務所長	猪又功君
市民課長	小林正広君	環境生活課長	五十嵐久英君
福祉事務所長	川合三喜八君	健康増進課長	横澤幸子君
商工観光課長	大嶋利幸君	農林水産課長	池田隆君
建設課長	五十嵐博文君	復興推進課長	斉藤喜代志君
会計課長	大久保岳生君	ガス水道局長	木村清君
消防長	丸山幸三君	教育長	田原秀夫君
教育次長 教育委員会こども課長兼務	井川賢一君	教育委員会こども教育課長	石川清春君
教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	小島治夫君	教育委員会文化振興課長 博物館長兼務 市民会館長兼務	磯野茂君
監査委員事務局長	伊藤章一郎君		

〈事務局出席職員〉

局長	松木靖君	次長	山川直樹君
主査	上野一樹君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成30年第4回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、大滝議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、新保峰孝議員、18番、松尾徹郎議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、閉会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る11月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成30年第4回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、平成30年度補正予算が6件、条例の制定が1件、条例の一部改正が8件、契約の締結が1件、財産の譲与が1件、人事案件が2件、指定管理者の指定が2件、また、諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦が3件、合計24件であります。

このうち議案第83号、副市長の選任については、本定例会初日に、また議案第103号、教育長の任命について及び諮問第2号から第4号までの人権擁護委員候補者の推薦については、定例会最終日に委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案につきましては、所管の常任委員会に付託の上、審査することで、委員会の意見の一致を見ております。

次に、会期及び日程について申し上げます。

会期につきましては、12月3日から12月20日までの18日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、13名であり、人数割り振りが決定したことにより、12月12日は休会となりますのでご承知おきください。

このほかの会期中の日程につきましては、別紙日程表のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、陳情について申し上げます。

陳情第5号、基礎年金額等の改善と年金の毎月支給を求める意見書採択陳情書、及び陳情第6号、「地方ローカル線」の維持・存続に関する意見書の提出に関する陳情の2件が、所定の手続を経て提出されております。

陳情第5号につきましては市民厚生常任委員会へ、また、陳情第6号につきましては建設産業常任委員会へ付託の上、審査することといたしました。

次に、委員長報告について申し上げます。

総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から、閉会中の所管事項調査について報告をいたしたい旨の申し出がありますので、本日の日程事項といたしました。

次に、議会運営について申し上げます。

去る9月27日に行われました正副委員長懇談会で協議されました糸魚川市議会会議規則第118条及び委員会運営について、ご報告いたします。

委員長の職務につきましては、申し上げるまでもなく、委員会における議事運営、議事整理が主な職責であります。委員長の質疑・意見を妨げるものではありません。

また、糸魚川市議会会議規則第118条においては、議案審査における討論・採決を想定しているものであり、所管事項調査においては、あくまでも調査であることから、委員会意見として行政側へ申し入れをする場合は、意見集約として取りまとめることはあっても、委員会としての結論を出す場合、採決をしてまで結論を出す必要はないと考えます。仮に集約する場合でも意見が割れている場合は、両論併記等、正副委員長を中心に委員会で十分協議し、取りまとめた上で委員会意見として行政側に伝えるようお願いいたします。

その他、議会基本条例が制定されてから、やがて2年が経過しようとしておりますが、議会基本条例及び政治倫理規則についても検証すべきではないかという意見があることから、今後の議会運営委員会において検証する方向で委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

お尋ねいたします。

まず、今の報告にございました委員長の発言等でございますけれども、委員長の中立と公平性について伺いたいと思います。

議会運営委員会では、議員の発言の権利と委員長の公平性・中立性についても協議をされております。委員長の公平性・中立性については、それを保つことは当然のことですが、委員として発言する、あるいは質疑をするということは、議員の権利であると思います。

委員長は採決に加わらない。また、委員長が発言あるいは質疑をする場合は、委員会運営上の議事整理のためにとどめるということは、そのとおりかと思いますが、委員長が発言することや質疑することが、即、公平性・中立性に反することであると誤解をされている委員や議員もおられるのではないかと。委員会協議を傍聴して、そのことを心配しておりますが、その点について議会運営委員会ですどのように整理されたか、いま一度伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

ただいまの件につきましては、先ほども申し上げましたが、委員長の質疑・意見を妨げるものではありませんということを申し上げております。

したがいまして、委員長の意見等々についても当然、委員長の議事整理等、議事運営等も考慮した上での範囲内で発言は十分していただいて結構だというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

もう一点、議会基本条例の見直しの進め方について伺います。

議会基本条例の第23条、議会には必要に応じてこの条例の見直しを行うものとするとあります。議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じて見直し、改訂すると定めています。この点どのように進めてきたか、あるいは進めようとしているか、議会運営委員会での状況を伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

それにつきましては、今までこの検証については、委員からは何回か検証すべきではないかという意見があったかと思いますが。制定されたばかりであり、2年が経過しようとしているということの中で、タイミング的にはやはり全部を見直しながらやる時期ではないかということで委員会に諮ったところ、委員の皆さんは了承したということですので、今後この検証につきましては、どういう形でいくのかということですが、各章に分かれております。たしか9章までであった

かと思えます。それぞれの章を議会運営委員会の委員、あるいはまた問題によっては会派持ち帰りということもあるでしょうが、そういう形で一つ一つ検証をし、そこには定数問題等もございます。それら全部を考慮しながら今後進めていきたいというふうに思っています。

○9番（田原 実君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成30年第4回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例の改正を初め、契約の締結、補正予算など、21件の議案について、ご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に5点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、副市長の退任について、ご報告申し上げます。

織田副市長より11月末で辞任の申し出があり、慰留に努めましたが、本人の意志がかたく、受理することといたしました。

新たな副市長について、この後、提案をさせていただきます。

2点目に、新潟焼山の立入規制の解除について、ご報告申し上げます。

新潟焼山は、平成28年3月2日、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、糸魚川市、妙高市、小谷村により、山頂から半径1キロメートル以内の立入規制を実施してまいりましたが、昨年の秋ごろから噴煙活動及び地震活動が低下した状況が持続していること、また、新潟焼山火山防災協議会の助言を受け、11月15日、警戒区域の設定を解除いたしましたところであります。

なお噴火警戒レベルは、レベル1の活火山であることに留意し、変更はなく、引き続き、観測体制の強化、入山者の安全対策を図ってまいります。

3点目に、フォッサマグナミュージアム特別展「翡翠展」開催について、ご報告申し上げます。

フォッサマグナミュージアムは、11月17日から平成31年2月3日まで、特別展「翡翠展」を開催いたしております。

今回の展示では、縄文時代から現在までのヒスイと人のかかわりに焦点を当てて、貴重で美しい太古のヒスイの展示を通して、ヒスイの歴史とその利用について解説いたしております。

日本唯一の連結勾玉と日本最古のお寺から出土した美しい勾玉を12月16日まで期間限定で展示をいたし、めったに見ることができない逸品もありますので、お誘い合わせの上、お越しいただきたいと思っております。

4点目に、消防団市役所分団の結成について、ご報告申し上げます。

消防団員数は、年々減少傾向にあり、加えて日中会社等に勤めている団員が約90%となり、平日昼間の災害対応に立ち上がりが懸念されております。

そこで、市では、先月11月28日に消防団の初動体制のさらなる強化を目的に「市役所分団」の結成を行いました。

これは市役所に勤務する45歳以下の職員21名で組織し、小型動力ポンプ付積載車を配備、平日昼間の勤務時間内に市内全域で発生した建物火災、林野火災に出動するものであります。

また、来年度の本格的運用に向けて新たな職員の入団を促し、さらなる消防団員の確保と地域貢献に寄与したいと考えております。

最後に、翡翠文学賞の応募状況について、ご報告申し上げます。

6月より募集をいたしてまいりました翡翠文学賞について、11月30日をもって募集を終了いたしました。郵送分に関しては30日の消印まで有効となっているため、最終確定ではございませんが、30日17時現在で176件の応募がありました。

北は北海道、南は鹿児島県、下は14歳から上は84歳まで全国各地の幅広い年代層の皆様からご応募いただき、大変喜んでおります。

今後は、公募で応募いただいた市民の皆様などによる一次審査、専門家による二次審査、夢枕獏先生を初めとする最終審査員による審査を経て、最優秀賞1編、優秀賞2編を選定する予定といたしております。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4. 所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、三常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の10月29日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、1、子育て支援で民営保育園の状況について、2、行政組織・職員管理で職員の処分について、3、子ども一貫教育で子供の学力向上について、4、いじめ・不登校で、社会体育団体・関係機関連携協議の状況について、5、財政運営で地方公会計について、6、定住人口の拡大で糸魚川市シティプロモーションについて、以上、6項目について調査を行っております。

主な内容をご報告いたします。

1点目の民営保育園の状況について。民営保育園の汐路保育園と川崎保育園を視察し、帰庁後、机上にて調査を行っております。

行政より、両園については、施設の老朽化と園児数の減少により、経営は厳しく、先の見通しを考えると存続は難しい状況と説明がありました。これに関連し、近隣の筒石、能生、いずみ、木浦、いずれの保育園も当面は経営を継続し、仮に視察した2園が閉園された場合でも受け入れは可能であると説明されております。

また、当委員会より提案がありました企業主導型保育事業については、現状企業等から整備の意向が市に示されていないとの説明を受けております。

委員より、1園、2園でなく、能生地域全体を見ていかななくてはいけない。各園との情報交換を行っているのかとの質疑に、特に海沿いの筒石、能生、いずみ、木浦の各保育園において、それぞれ理事長、園長と話をしている。今後も視察した2園を中心に話をしていくことになるが、経営が厳しいという話は口頭でお聞きしている範疇であり、正式な文書で出てきているわけではなく、その点についてはご承知おきいただきたいと答弁がされております。

また、海沿いにある4園について、この先を見据えて1つにする必要があるのではないのかとの質疑に、各園それぞれ続けていきたいという意向があり、皆さん一緒になってくださいとは、なかなか現状では言えない状況で、当面、今のままでの運営と判断していると答弁がされております。

ほかにも市は、子ども一貫教育の哲学を持っているのであれば、公立、私立関係なく平等の保育

内容、教育内容を提供しているのかとの質疑に、当然、不公平のないよう同等の保育教育をしていただくように努めていると答弁がされております。

2点目の職員の処分について、消防長より消防職員が公務外の地区行事の中で失火させた件について、事案の概要、処分内容、経過等を資料に基づき説明を受けた後、織田副市長より、今回の件は、司令塔として職員の処分、公表の仕方、議会への説明の仕方等に対応してきた。結果として、司令塔の判断ミスにより、議会への説明がマスコミの報道より遅くなり、大変申しわけない。また、自身、この件については、きちんと責任をとるべきと考えており、責任のとり方については、現在、市長と協議中であると謝罪と説明がありました。その後、委員長より問題点を整理するため、以下の項目を述べて確認しております。

法律で禁止されている野焼きを市の消防職員が行ったこと。8月5日の失火発生後、10月1日の処分公表まで時間がたっていること。市職員の失火にもかかわらず、マスコミが先行し、議会側に報告がなかったこと。駅北大火後、議会でも特別委員会を設置し、火災に強いまちづくりを展開していること。駅北大火後、行政も地域を巻き込んでの復興への取り組みを進めていること。大火の被災者や復興の支援者の気持ちをどのように考えているのかということ。不祥事防止について、再三、議会で指摘され、その機能の充実が見られないこと。また、権現荘経営問題で監査委員から、不祥事防止の仕組みはあるが、機能していないと指摘を受けていること。不祥事における議会と行政の報告のあり方が明確でなかったこと。これらを確認した上で質疑を行っております。

委員の質疑では、時系列の中で消防団長から消防団員の服務規律の確保について、全団員へ通知とあるが、その要因は何かとの質疑に、今回の納涼会参加者約50人の中に2名の消防団員がおり、1名は野焼きをしていた者の中におり、もう一人は、他の後片づけをしていた。火災発生時、すぐ近くにポンプ積載車があり、飲酒していない一般の方に運転をさせて、積載車をとりにいき、それを使ってもう一人の消防団員と消火活動を行った。出動指令のない中、積載車を使って消火活動を行ったので、消防の活動服を着ていなかった。こういった状態での活動は規律に反するので、消防団では重く見て、消防団長から、この2名に対しては嚴重注意処分、消防団全員に対しての服務規律の徹底の通達をしたと答弁がされております。

昨年の野焼きの件数がわからないなど、野焼きに対する職員の意識がなかったのではないのかとの質疑に、野焼きの通報については、廃棄物側の規制なので、県の環境センターや環境生活課に通報する場合もあり、必ずしも全てが消防に来ているものではない。野焼きをしてはいけないということは、当然、消防職員として承知していた。その中での件であり、今回の処分につながったと答弁がされております。

議会への報告について、報告の範囲が明確になっているのかとの質疑に、糸魚川市職員の不祥事発生時の対応マニュアルでは、議会に対しても配慮することという曖昧な言い方になっている。現在、今回の件を踏まえ、懲戒処分の対象となる事案が発生した場合には、事実関係が確認された後、直ちに正副議長、正副委員長等へ連絡するよう詳細な内容を詰めていると答弁がされております。また、消防職員が火災に関係していたことをずっと後になって聞いた。火災で消防に通報がないことは大変なこと。この件の議会への報告がなぜおくれたのか、副市長は、自分の判断ミスと言ったが、判断ミスで片づけられる問題ではない。5人も6人も集まって、市長を含めて1人として議会に報告することを考えなかったのかとの質疑に、副市長より、議会に報告しなければならないとい

うことは、常に感じていた。しかし、今回の結果は、少し対応が結果的におくれた。私が今回、司令塔ということで対応してきたものであり、他の職員がどうというより、私自身が一番判断ミスをしたものと思っていると答弁がされております。

ほかにも副委員長より、議会への報告方法について、報告は市役所の電話を使用すべきである。市職員個人の携帯電話では、悪質商法や振り込め詐欺等に誤解される。ルールづくりをしっかりと行うように指摘がされております。

なお、委員会では、この職員の処分の件について、12月定例会中に所管事項調査を行う予定としております。

3点目の子供の学力向上について、学力向上の取り組みとしての陰山メソッドについてを調査いたしました。陰山メソッドについていけない子の対応についての質疑に、苦手な子がやる気をなくさないように各学校で個人シートを作成し、やりがい、タイム向上等を認識し、取り組んでいると答弁がされております。

平成30年度全国学力学習状況調査で、小学生は全国平均より上だが、中学校へ行った途端に下がっている。この結果をどのように受けとめているかとの質疑に、中学生の全国学力テストの結果について、結果が思わしくないということを重く受けとめている。中学校の教科部会を実施し、それぞれの学年でどういったところに重点を置いて指導していかなければならないかということをもとめ、各校に周知した。今後、結果についてどのように指導したかについて確認していきたいと答弁がされております。

陰山メソッドについて、先生方は異動されるので、どなたか先生を育成する手法は考えているかどうかとの質疑に、陰山メソッドリーダーのような教員を養成するという点については、必要と考えている。メソッドリーダーを育成するかどうかは別として、研究主任等の研修会で常に共通認識を持って取り組んでいくということは図っていききたいと答弁がされております。

4点目の社会体育団体・関係機関連携協議の状況について、昨年度確定した相撲競技に係る学校教育委員会事務局、社会教育団体、生徒宿舎、家庭の役割と連携のためのルールについて、これまでの協議の状況報告がありました。平成29年度は8回、平成30年度はこれまで4回開催、30年度に入ってからの協議では、生徒宿舎と中学校、学校長の連携がよくとれていること、指導者は日本スポーツ協会の倫理ガイドラインにのっとって指導していくと指導方法を改めているとの報告がされております。

1点、事実上の区域外就学については、現在までのルールでは、中学生が今1人であるが、その子が卒業するまでの間は、区域外就学を受け入れないということで合意をしている。31年度以降の区域外就学について、これまでいろいろな意見があり、まだ協議が結論には至っていない。このため現時点では、提示するものはない。方向がまとまった段階で、本委員会に報告する予定と説明がありました。

委員会では、親の理解があれば、夢を持った生徒を単独でも受け入れるべきとの意見と、第三者委員会が提言された、親子と一緒に暮らす前提を守るべきとの意見が出されております。また、いずれの形であれ、入学の準備があるため早急に結論を求める意見がありました。

5点目の地方公会計について、統一的な基準による地方公会計についてと、それに基づく平成28年度における地方公会計財務4表について説明がありました。

この地方公会計の導入には、人口減少、少子高齢化が進展し、地方自治体は厳しい財政状況にある中、過去に整備された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える。地方自治体が保有する公有財産台帳が紙媒体のまま管理されていたり、未利用資産の把握がされていなかったりする団体が多くある。現金主義会計のみで経年的な財務状況の把握が難しいという背景があります。

よって、地方自治体が所有する資産と負債の状況を正確に把握するため、固定資産台帳を整備する。発生主義、複式簿記といった企業会計的手法を活用し、現金主義、単式簿記だけでは見えにくかった資産形成の状況やコスト情報を把握する。国が示す統一的な基準により、財務処理を作成することにより、財政状況の見える化を図る。これらを目的とし、この地方公会計を導入するものであると説明を受けております。

地方公会計導入によるメリットについて、決算時に現金の収支状況と資産の形成状況を総体的に把握することができる。減価償却費や退職手当等引当金といった現金支出を伴わない費用の認識が可能となる等が挙げられ、これらの指標を継続して比較していくことにより、当市の行財政のあり方について、他の類似団体などとの比較をしながら適切な判断基準の要素としての活用が求められていると説明がありました。

財務書類の一般会計等貸借対照表の中の語句の意味や表の見方等について多くの質疑がありましたが、詳細なため省略いたします。

6点目の糸魚川市シティプロモーションについて、前回、6月25日の総務文教常任委員会での委員からの意見を踏まえ、変更した点について説明がありました。主な変更点は2点であり、1点目は、戦略全般について片仮名表記をできる限り改めた。2点目は、戦略の背景などについて新たにページを追加したとの説明がありました。

奴奈川神社との縁結びプランはよいが、誰がプレーヤーとなるかとの質疑に、最初は行政が一緒に入って立ち上げを応援していく。その中で、資金も含めて集めていくような仕組みをつくり、自主的な活動につなげていくよう1つでも2つでもそういった団体が立ち上がる、そういう方向へ向けていきたいと答弁がされております。メインコンテンツが縁結びプランでは小粒と思う。プロデューサーを雇い、展開に関して相談されたほうがいいのではないかと質疑に、メインコンテンツは縁結びであるが、これで終わるわけではなく、この後もコンテンツを進めていかなければならない。また、今すぐプロデューサーを入れるという考えは今のところはないが、その戦略をつくってくれた電通には、もう少しかかわっていただき、そういった方々にアドバイザー的な形で入っていただき、コンテンツをつくっていきたくないと答弁がされております。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

1点お伺いいたします。

相撲の関係の区域外就学、この点で、まだ結論が出ていないということではありますが、糸魚川市は義務教育段階、公が責任を持って教育を行うと。当然、義務教育の段階ですから親の責任もあると。こういう点について、なぜきちんと、この結論を出せないのかと。区域外就学は、基本的には認められないものだと思うんですよね、高校では今、認めるようになってますけど。その点はどういうふうな答えが、議論がされたか伺いたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

新保議員のご質問にお答えいたします。

今ほど義務教育段階における教育委員会の対応ということでございますが、教育委員会としては、第三者委員会からいただいている提言を尊重してございまして、その尊重する中で、今協議をしているということでございます。向こうの、相手方の意見も今、状況的にはかなりよくなってきているというところですが、まだ教育委員会の考えと、また相手方の考えがしっかりすり合わせられてないという状況で、この委員会にはまだ結論が出てないということでもありますので、ただ、教育委員会のスタンスとしては、第三者委員会の提言にのっとる形で協議をしているということでございますので、それ以上のことは報告はなされておられませんので、よろしく願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容についてご報告いたします。

10月17日開催しました委員会の所管事項調査では、都市計画についてを調査しております。都市計画マスタープラン及び立地適正化計画は、これまで委員会での素案等を調査してきたもので

あり、今回、最終的な案が示されました。

まず、都市計画マスタープランの改定についてであります。

都市計画マスタープランは、平成19年に策定されましたが、策定後、世界ジオパークの認定や北陸新幹線の開業など策定当時にはなかった情勢の変化と、また糸魚川市の最上位計画である総合計画が平成28年に第2次総合計画として改定されたことに伴い、見直しを行うものであり、今回は、地域別構想編についての説明がありました。今後、住民説明会、パブリックコメントを行い、平成31年3月に公表する予定であることでもあります。

地域別構想編の地域区分は、都市計画区域内の中の地区公民館を基本単位として14地区に区分し、地域ごとにまちづくりのテーマと目標、方針を設けられており、それぞれの地区区分について説明がありました。

次に、立地適正化計画の策定についてであります。

以前に都市機能誘導区域は、糸魚川地域に居住誘導地域は、能生、糸魚川、青海の3地区に設定する説明があり、今回、各区域の具体的なエリアが示されました。また、誘導区域に誘導する施設の種類と施設を誘導するための施策の案について説明があり、施設の種類については、「子育て支援センター」、「図書館」、「保健センター」、「観光交流施設」、「銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合」の5種類で、子育て支援センター、図書館は、一定程度の面積規模の施設を将来的に誘導したいという考え方、保健センター、観光交流施設は、現在区域内にある施設を維持していく考え方、銀行などは、地域内の施設を維持していくとともに区域外の銀行などは、同一敷地での建てかえ、能生、青海区域の既存の銀行などは、各地域の居住誘導区域への移転は許容する考え方であると説明がありました。

施設を誘導するための施設の案につきましては、誘導施設を誘導するために施設の複合化に向けた検討や利用者の利便性向上により、店舗や人がふえることにより、にぎわいを創出し、誘導施設の利用者をふやしていきたいこと、居住を誘導するために現在、既に取り組んでいる施設を関係課と検討し、要件の見直しなどを行っていききたいと説明がありました。

また、誘導区域外において開発行為等を行う際は、30日前までに届け入れが必要になると説明がありました。これは立地の動向を把握することを目的としており、立地を制限するなどの強制的なものではないとのことでもあります。立地適正化計画は、人口密度、公共交通に関する20年後の目標値及び計画の実現による効果を定める必要がありますが、これについては、国と調節中であるとのことでもあります。

なお、立地適正化計画も都市計画マスタープラン同様、パブリックコメントを行い、平成31年3月に公表する予定であるとのことでもあります。

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、委員から、押上新駅設置予定周辺は、田んぼや畑がかなりあるが、駅舎ができれば居住環境も農地の利用用途も変わってくるが、整合性はとれているのかとの質疑があり、都市計画の用途地域でいうところの工業系の地域においても立地適正化計画では居住誘導をしたいという考え方もあり、用途変更ができない地域でもお互いに居住環境、創業環境を阻害することなくスムーズに居住誘導が行えるよう今後も検討していきたいと答弁がありました。

また、委員から、立地適正化計画の居住誘導施設で空き家のリフォーム、取得に対する支援があ

るが、都市計画区域外の中山間地域においても放置されている空き家が多数見受けられるので、トータル的に考えていかなければならないというような意見も出ております。

次に、木造住宅密集地域防災事業についてであります。

8月から9月にかけて対象地域に危険度評価の結果を説明し、ソフト事業を中心に事業を実施するため地域に対して意向を確認し、今年度は能生小泊、梶屋敷、横町の3地域を選定したこと、ソフト事業では、意識づけを行うための講演会と現地踏査を行い、課題を洗い出すワークショップ、課題を解決するためのワークショップを行う予定であると説明がありました。

なお、来年度以降も順次、3地区程度を選定し、同様な取り組みを進めていく予定であるとのこととあります。

以上、ご報告した以外にも各項目において質疑がありましたが、ここでの報告は割愛いたします。

次に、10月10日から12日までの市外調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査内容は、福島県会津若松市における観光振興について、宮城県登米市における6次産業化の推進と林業振興について、岩手県花巻市における企業化支援事業についての3点であります。

まず、福島県会津若松市の観光振興についてであります。

会津若松市では、毎年、約300万人以上の観光客が訪れており、東日本大震災の風評被害で入り込み客数が大幅に落ち込んだものの、平成25年の大河ドラマ「八重の桜」の放送、平成27年の福島ディステーションキャンペーンなど機会を捉えた誘客の取り組みにより、入り込み客数は増加したものの、震災前の水準には至っていない状況であります。震災の風評被害を払拭するために、ホームページなど安全・安心の発信、県内外の各種観光イベント、キャンペーンの開催に取り組んでいるとのこととあります。

観光資源のさらなる魅力向上に向けた取り組みとして、鶴ヶ城の改修を行い、宿泊客の増加を狙った鶴ヶ城のライトアップを行っております。観光客の受け入れ体制の整備として、まちなか周遊バスの運行、駐車場やトイレの整備を行い、市民総ガイド運動により、市民一人一人のおもてなしの心で観光客を温かく迎える観光地を目指しております。

また、インバウンドの取り組みでは、多言語に対応した誘客宣伝、受け入れ体制の整備に加え、会津若松市を訪れる外国人を国別で分析し、特に多く訪れる台湾やタイをインバウンドの重要なターゲット国として観光PRと受け入れ環境づくりに取り組んでおります。

観光広域連携は、県単位で連携しているところが多いですが、会津地方は17市町村で連携し、スケールメリットを生かして、国内外に向けたプロモーションや受け入れ体制づくりを行っております。

委員からは、観光振興計画での数値目標の検証がしっかりされており、観光入り込み客の動向もしっかりと分析され、実効性ある取り組みがされている。糸魚川市で取り入れられるものは、まねでもいいから取り入れて実施すべきであるなどの意見が出ております。

次に、宮城県登米市の6次産業化の推進と林業振興についてであります。

登米市は、平成17年に9町の合併により誕生いたしました。自然豊かで1次産業が盛んな東北を代表する食材の生産地であります。地域の約8割で環境保全型農業を行い、畜産と連携した資源循環型農業に取り組み、品質認証基準を設けた登米ブランドを推進しております。

また、市及び県の手厚い支援もあり、6次産業化に基づく国の総合化事業計画の認定事業者は、

14もの事業者が認定されております。認定事業者は、国の補助金を活用して設備投資を行い、新たな地域の雇用など地域経済面においても期待されておりますが、全ての事業者が経営が順調ではないという実情もあるとのことでもあります。

登米市は、森林面積の約7割が人工林で、林業、木材産業の盛んな地域であります。登米市の森林資源は、木材価格の低迷により大変厳しい状態ではありますが、次世代に森林継承していくため、適切な森林施業サイクルを取り組み、森林組合を中心に低コスト林業の実現に向けた積極的な取り組みを行っております。地域産木材を積極的に活用するため、補助制度により需要の拡大を支援しており、地域産ナラ材を活用した学童机を全ての市内小中学校約6,200台を平成27年度から4年間の予定で入れかえを実施しているとのことでもあります。

そのほかに地球温暖化防止や社会全体の森林整備を支える取り組みを進めるため、環境省が設立、運営するオフセットクレジット制度を活用した市有林間伐促進森林吸収プロジェクトを平成25年から行い、平成29年までの販売実績は、1,170トンCO₂、1,257万7,000円であるとのことでもあります。

最後に、岩手県花巻市の起業化支援事業についてであります。

花巻市は、いわて花巻空港を初め、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、東北新幹線など主要な高速交通インフラは、全て整備された東北における物流生産活動の拠点として数多くの企業集積が進展している都市であります。昭和50年前後から県外資本の新たな立地が相次ぎ、多面的な集積構造へと次第に変化し、市の産業政策は企業誘致に大きくシフトして、経済成長してきましたが、成長が安定してくると、誘致した企業は地場企業群の技術力を低く評価したり、経営感覚などさまざまな面で乖離が目立ち、新たな産業振興策が必要となり、内発型振興策を明確に定義して、工業振興策に取り組んでおります。

その一番の象徴的であるインキュベート施設、花巻市企業化支援センターを平成8年に開設されました。企業化支援センターは、地域からの産業創出や地域企業の研究開発、新商品開発、新事業展開など二次創業を図る新たな取り組みをサポートする拠点として整備され、貸し研修室、貸し工場の提供、各種試験機器の開放を行っております。このセンターで支援を受け、研究室、貸し工場から退所した企業65社のうち、55社が現在も事業継続をしていると説明がありました。この高い事業の継続率は、民間企業経営者の専任のコーディネーターが退所した後も企業の育成支援を行っていることによるものであると感じました。

委員からも、このコーディネーターの役割が非常に重要であると意見がありました。仮に、糸魚川市において同様のことをやろうとしても知識と情熱のある人材がいなければ、成功は難しいという認識であります。

今回の調査には、それぞれの行政の担当課長、係長なども同行していただきました。当委員会と行政が同じ認識を持つことで糸魚川市の政策に生かした、また課題の解決にもつながると考えております。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

お願いします。

今ほどの報告の中で立地適正化計画、この件ですが、都市機能誘導地区に図書館をというお話がありました。この図書館というお話ですが、この都市機能誘導地区のイメージを共有化してもらうための図書館という例示なのか、はたまた都市機能の充実には欠かせない図書館としての位置づけなのか、どういった議論があったかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

お答え申し上げます。

それについての詳しい、どういうふうにした図書館かというのは詳しく説明は受けておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

報告を聞いて疑問に思ったのが、なぜ図書館なのかなと。なぜ美術館じゃないのかなと。あるいはほかに文化施設も考えられるかと思ひますけども、図書館ということについての説明は、これもなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

はい、そのように考えております。

○6番（滝川正義君）

ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原議員。

○9番（田原 実君）

お願いいたします。

私も図書館という名称が出たので、そのことについて伺いたひと思ひますが、施設を誘導するということで、子育て支援センター、あるいは図書館ということで、具体的な施設名が挙がってまいりました。それで伺ひたかかったことは、財源の確保をどうするといったこととセットになっていくと思ひうんですけども、そういった話というのは委員会の中で出なかったのかということなんです。

それからもう一点、建設をするということで、そこまでまだ具体的なことはないかもしれませんが、ただ、今の時世を考えますと、この公民連携と考えると、事業主体ですね。むしろ民間主導で建設したほうがいいんじゃないかというようなことも考えられるんですが、そういったことは委員会の中でお話しは出なかったかお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

お答えさせていただきます。

最初の財源のほうでございますが、そこまで突っ込んだ話はしておりません。

それともう一点、公民とですよ、その辺も今までやってきたものに対して最終的なものでありますが、そこまで突っ込んだ意見というのは、行政のほうからも話はありませんので、今ここではお答えしようがないと思っております。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

今の点は、私から課題として述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にもう一点、押上駅及び周辺のお話が出ておりました。それで、押上駅及び周辺は、水路ですか田んぼや畑がありますね。これらをどのように整理して、押上駅及び周辺が、駅利用者がふえる。あるいは地域が暮らしやすいようなものになっていくための、いわゆる開発事業的なものを行っていく必要があるかと思っておりますけども、その点、住環境、それから商業用地にふさわしい、一団の土地をつくっていくということに対しては、委員会の中でどのようなお話があったか、あれはお聞かせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

お答えさせていただきます。

新駅の設置については、これはもう糸魚川市がやるということで決まっておりますけども、それに対するその周辺の整備という具体的な話は出てきておりませんので、現地も私どももまだ詳しく委員会では見ておりませんので、じゃあどういふふうなものをしていけばいいかというのも今後の課題ではないかなと、そんなふう感じております。

○9番（田原 実君）

引き続きよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中、11月26日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

調査項目は、糸魚川市自殺対策計画の策定についてであります。

担当課からは、当市における自殺対策と計画案について詳しく説明がありましたが、ここではポイントを絞って概略を申し上げます。

まず、自殺対策について、当市では、高齢者の対策を中心に取り組まれており、近年の自殺者数は減少傾向にあるものの、国・県の自殺死亡率を上回る年が多くあるとのことでした。

自殺の要因にはさまざまなものがあり、複数の要因が重なり合っているとされていますが、社会の努力で避けることができるとも言われていて、自殺の要因に関する課題解決に関係機関が連携し、相談支援体制の整備を行うなど、自殺予防対策を推進することが求められています。そのため市では、健康いといがわ21、第2次健康いといがわ21を策定し、体と心の健康づくりを進めています。自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の改正を踏まえ、新たに糸魚川市自殺対策計画を策定し、推進する方針です。

次に、計画案についてであります。

計画は大きく7つの章に分かれて構成されており、計画策定、自殺の現状、これまでの取り組みと課題、計画の推進、基本施策及び重点施策の具体的な取り組み、計画の推進体制についてまとめられております。

また、まとめられた内容として、計画期間は、今年度から平成35年度までの6カ年計画であり、自殺者の性別・年代については、当市では、男性が78%を占めており、年齢は男女ともに70代が最も多く、県平均と比較して、30代、70代の男性の自殺死亡率が高い。自殺の原因や動機は、うつ病等の精神疾患の健康問題が最も多くを占めるが、原因不明の方も多く、さまざまな要因が複雑に関係していると予測される。課題としては、若い世代や見守りをしている家族への啓発が弱い

ことや関係機関からの相談や連絡が少なく、研修内容の見直しなどが必要などといったものが考えられる。今後の展開として、市の取り組みだけでなく、市民、地域、保健医療福祉機関、教育機関、事業所、他関係機関との協働により、自殺対策計画の目標達成に向け、効果的な自殺対策を推進し、地域の役割として身近な人の心の不調に気づき、相談窓口につなげることを期待するといったものがありました。

計画案に対する質疑は、計画案を3分割して行い、自殺者数の推移や関係団体との連携、数値や英語、片仮名用語の表記、市民への啓発の確認、20代以下の若年層の自殺と原因、過労問題と自殺の関連、自殺死亡率の数値データ、ゲートキーパー、家族の気づき、計画概要版の全戸配付、市行政全体での取り組みについて質疑・意見が多くありました。

最後に、計画の推進体制については、糸魚川市健康づくり推進協議会及び糸魚川市自殺対策庁内委員会、それぞれの参加団体との連携について質疑がありました。この点について行政からは、計画の策定の主管である健康増進課が庁内委員会、健康づくり推進協議会、それぞれの事務局として進捗管理等を行い、会議を招集し、情報共有をしながら進めていく。また、自殺対策推進協議会において上越地域いのちこころの支援センター、保健所、警察署、職域団体、高齢者団体も交えての連携会議を年に1回開催している。自殺を社会全体で見守って防いでいこうという市民意識の向上が、まず必要になるので、あらゆる場所で市民への啓発は、行政が担っていくべきものと思う。いろんな団体がつながりを持ち、情報共有するために計画策定においては、市だけでなく、保健所、上越の専門機関、警察、消防、法律関係の方、社会福祉関係の方と強いつながりが持てるように今後も取り組んでいきたいと答弁されています。

以上が、糸魚川市自殺対策計画の策定についての調査の概要ですが、ここでも出された意見をもとに計画を最終案にまとめて本定例会中に委員会に示される予定となっております。また、同じく閉会中に委員会協議会として、糸魚川総合病院と能生国保診療所に出向き、両施設の状況や課題の説明を受け、意見交換を行っております。

委員会としては、地域医療体制の確保などの課題について、これからの委員会で取り上げ、議論を深めて、解決につながるような施策を行政側に求めていくことで意見の一致を見ておりますので、その点も合わせてご報告させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の閉会中の所管事項調査を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。
暫時休憩いたします。
再開を15分といたします。

〔総務部長 藤田年明君退席〕

〈午前11時06分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第83号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第83号、副市長の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第83号は、副市長の選任についてでありまして、副市長織田義夫氏が、平成30年11月30日をもって辞職したことに伴い、後任といたして藤田年明氏を選任いたしたく、議会のご同意をいただきものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

1点だけ市長にお伺いたします。

先ほどの行政報告で触れてもよかったのかなと思ったけど、あれにはできないのかなと思って、今聞くんですが、この遠因ってというか原因は、先ほども市長が言ったように織田副市長の、いわゆる突如というか、11月30日の辞任によるものだというのでありますけれども、なぜ今の時期、この時期なのかをお伺いしたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

職員の野焼きに関しての責任という形で辞表を出されたわけございまして、その時期的なことというのは、出されてからの対応でございますので、そのタイミングというのは我々いたしましたしでもはかりしれないものがございまして、出された時点から対応させていただいたわけございまして。それが今のこの時点だと捉えていただきたいと思います。お答えいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

当然というか、そのじれったさというか、その気持ちというか、動きというか、それはわからないではないんですけれども、やっぱり普通ですとこの案件、この事案というのはどういうふうを受けとめればいいのか非常にこれは深い問題だと私も思っております。だけれども、この12月の本日3日、普通大体、人事案件というのは3月で、今、市長もるるちょっと述べられましたけれども、そういったものを3月の、いわゆるそれじゃなきゃならんわけじゃないけれども人事案件のときにきちっとした形も、そういう道もあると。それはまあ人それぞれですから、米田式、やれ吉岡式違うと思えますけれども、そういうものを考えると、なぜ今なのかなと。そういう疑問がぬぐえないので、お聞きしておるので、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり辞任という形になったわけございまして、そのタイミングについては、ご本人から意志のかたいものという捉え方の中で、受けさせていただきました。

○20番（吉岡静夫君）

これで終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

ただいまの議案第83号について、二、三質問をさせていただきます。

今回、示された副市長人事に反対するものではありませんが、幾つかの疑問点がございまして、お聞かせいただきたい。

ただいま吉岡議員のほうから副市長の辞任についての理由をお聞かせいただきましたので、これは省かせていただきます。

2番目といたしまして、新聞報道にあるように火災発生の公表のおくれ、議会に対する報告のおくれ、信用失墜が理由となるならば報告を聞いていた消防長も総務部長も同罪であり、行政の長である米田市長こそ最高責任者であり、織田副市長だけが責任をとって辞任されるのは不条理と考えますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

今回のやめられた理由が、市長先ほど申しあげましたように寺町市内の失火に伴う議会对応等の責任をとるためと副市長はされております。こうした中で、副市長はお話の中で、議会对応の副市長が総責任者であるといったことから、こういった辞任につながったというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。

○1番（平澤惣一郎君）

引責辞任と言うならば、処分はどのようなものになるのか。退職金やボーナスは、満額支払われるのでしょうか。かつて、いじめの重大事態や給食の横領事件など不祥事が多発し、任期途中で辞任された竹田教育長は、あくまでも一身上の都合と言い張り、一切の責任を認めず、退職金やボーナスなど満額支給されたと聞いております。市民感情としては納得できるものではなく、そのような事態が許されるのかどうか、お聞かせをいただきたいと。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

あくまでもこのたびはご本人の辞職でございまして、その理由は、自分の行ったことに対する責任だということで、おやめになるということございまして、我々といたしましては、慰留をさせていただいたわけであります。

処分については、この野焼きに関しての処分は行っております。

○1番（平澤惣一郎君）

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、議案第83号、副市長の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〔総務部長 藤田年明君着席〕

〈午前11時24分 休憩〉

〈午前11時25分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副市長の選任について、同意されました藤田年明さんが議場におられます。

先例申し合わせにより、副市長に就任した際、挨拶を行うことになっておりますので、この際、発言を許します。

藤田年明さん。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田さん。〔総務部長 藤田年明君登壇〕

○総務部長（藤田年明君）

今ほどは、私の副市長選任について同意をいただきまして、大変ありがとうございます。私自身、突然のことでもあり、まだ心の整理もついておりません。米田市長から副市長の指名を受け、副市長の重責が務まるのか、思い悩んだところではありますが、やはり市政の停滞は許されないという思

いから、覚悟を決めたところであります。前織田副市長のようにはとても行かないと思っておりますが、私なりに一日一日を大切に、精いっぱい努めてまいりたいと思っております。

この町が好きで、人が好きで、どこにも負けない町にしたい。そんな思いを胸に、微力ではありますが、米田市政を支えてまいりますので、何とぞ議員の皆様からも温かいご支援・ご指導を賜りますようお願いをしまして、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

日程第 6. 議案第 84 号から同第 88 号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第 6、議案第 84 号から同第 88 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 84 号は、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特別職の国家公務員の給与の改定等に準拠したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 85 号は、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の一般職の職員の給与の改定等に準拠したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 86 号は、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、特別職の国家公務員の給与の改定等に準拠したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 87 号は、糸魚川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法の改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成費用を公費負担といたしたいため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第 88 号、糸魚川市青海屋内プールの指定管理者の指定についてでありまして、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、指定管理者を株式会社新潟ビルサービスに指定したので、議会の議決をお願いいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第89号から同第92号まで、同第101号及び同第102号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第89号から同第92号まで、同第101号及び同第102号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第89号は、糸魚川市駅北復興住宅条例の制定についてでありまして、糸魚川駅北地区に駅北復興住宅を設置したいため、新たに条例を制定したいものであります。

議案第90号は、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市野々会館を地元自治会に譲与することに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第91号は、糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に、農地利用の最適化の推進を目的とした活動実績に応じた報酬を支給したいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第92号は、財産の譲与についてでありまして、市野々会館に係る建物及び備えつけの工作物及び付随した備品等を含め地元自治会の市野々区に譲与するため、議会の議決をお願いしたいものであります。

なお、譲与予定日は、平成31年1月1日であります。

議案第101号は、平成30年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）でありまして、主なものは収益的収支で収入額4,700万円を追加し、支出額に4,200万円を追加したいものであります。

議案第102号は、平成30年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支で、収入支出それぞれに4,502万4,000円を追加したいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第93号から同第96号まで及び同第98号から同第100号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第93号から同第96号まで及び同第98号から同第100号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第93号は、糸魚川市医療技術者及び介護従事者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、修学資金の返還免除の要件である養成施設卒業から就業までの期間を2年間延長するとともに、権限移譲に係る法改正に伴う字句の修正等を行いたいため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第94号は、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、根知診療所の移転に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第95号は、契約の締結についてでありまして、一般廃棄物最終処分場建設工事の請負契約を締結いたしたいものであります。契約金額は8億1,000万円で、契約の相手方は、福田・谷村特定共同企業体であります。

議案第96号は、糸魚川市健康づくりセンターの指定管理者の指定についてでありまして、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定管理者をコナミスポーツクラブ・糸魚川二幸グループに指定いたしたいので、議会の議決をお願いいたしたいものでございます。

議案第98号は、平成30年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ123万円を減額いたしたいものであります。

議案第99号は、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ123万円を追加いたしたいものであります。

議案第100号は、平成30年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

議案第95号、契約の締結について、ご質問をさせていただきます。

一般廃棄物最終処分場建設工事の契約において、大きく3点質問をさせていただきます。

1点目です。

契約金額が8億1,000万円とありますが、市の見積もりで、当初見積もりで10億8,000万円であったと思います。通常なら少しでも安く、施設の仕様書の内容が満たされれば問題はないと考えております。

しかし、大野区においては、水銀の混じった廃棄物の投入があり、行政のヒューマンエラーとして大変大きな問題が起きました。安全性の確保という観点で、断面図、立面図、平面図のみの検討で終わっているのではないかと、安全性についてはしっかりとした担保が欲しいところであります。当初見込みよりも2割工事費が安いということで、地元住民としては少し不安を感じております。この工事費で大丈夫と言い切れる根拠があるのか、その辺の説明をいただければ示していただきたい。

2点目であります。

大きな2点目、契約金は8億1,000万であるんですが、公共工事においてですが、工事を始めた後、いろんな事情によって追加工事費が補正組まれるケースがございます。今現在行われてる須沢のごみ焼却施設についても地下から構造物が出てきて補正が組まれたり、糸魚川小学校、または地域生活支援センターこまくさのところでもあったかと思いますが、そういった建設工事に入る前にそういうチェックがどの程度行われてるのか、追加補正が大きく出る、そういったところの心配はないのか、その点をちょっと確認させてください。

次、大きく3点目でございます。

工事の仕様書の中に、この施設は飛灰と残渣の2種類を埋め立てる内容になっております。飛灰と残渣を仕様書に記載する意図はどのようなものかをお尋ねします。

また、以前、市民厚生常任委員会で傍聴議員として意見しましたが、大野区と糸魚川市の糸魚川市一般廃棄物最終処分場環境保全に関する協定書には、飛灰のみと限定されていることについて、大野区とどのように話し合いを行って進められているのかを確認いたします。

ちなみに平成27年3月30日の糸魚川市ごみ処理基本構想検討委員会会議録には、委員のほうから焼却残渣の有効利用について調印された覚書によると、最終処分場は飛灰を固化したクローズド型処分場だということで、新設は地元は了解しているが、万に一つ、有効利用ができなくなった場合、今の最終処分場に持ち込むことはないと思うが、どのように処理するのか確認したいという質問に対して事務局のほうの答弁は、主灰の有効活用について、セメント原燃料化したいということとあります。会社の都合等でできなかった場合など、これから大野区との公害防止協定の中で議論になるかと思うが、基本的には入れないということであるので、市外へ持ち出すという形になるかと思うという答弁がされているので、その辺の整合性がちゃんととれているのか、その辺をお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

おはようございます。

まず1点目の安全性の確保という点でございます。

今回の工事については、設計施工一体発注方式ということで、設計と施工をこれから請負事業者のほうにやっていただくということになります。

そこで、この発注に当たって仕様書というものを示して、その仕様書に沿って設計し、施工するという方法となります。ですから、その安全性、特に公害の防止基準等については、仕様書に定めてある基準が出なければ、施工業者のほうで責任を持って出るような形にするまでしていただくという内容になっておりますので、その点について安全性については確保できるというふうに思っております。

2点目の追加工事のという部分でございます。

これについても今ほど申し上げましたように基本的には設計施工一体発注ということで、市側としては仕様書に書いてあるものが最終的にできるようにしていただくというものでございます。当然、その中で各事業者、今回請負をされる事業者のほうで、それぞれ工法等を工夫しながら設計し、施工していただくということになっています。ですから基本的には工事請負費の金額の変更はないというふうには考えております。

ただし、想定外の困難物、先ほど議員のお話にあったように、地下から想定外の大きな岩とかそういうものが出てきた場合については、事業者のほうと協議しながら、その取り扱いについてどうするかという部分はやっていく分はありますけども、基本的には工事請負額については設計施工一体発注方式でございますので、変更はないというものでございます。

3点目の埋め立て対象物の関係でございます。

今回、埋立対象物については、飛灰の固化物と不燃残渣ということにさせていただいてあります。といいますのは、現在、糸魚川市の廃棄物の中で最終処分場のほうで処理しているものが飛灰の固化物と不燃残渣の2種類というものでございます。ですから受け入れる機能としては、その2種類を受け入れていただけるような設計と施工にさせていただきたいということで、そのような形にさせていただきました。

ただし、先ほど議員申されたように、地元大野区と平成27年の12月に一般廃棄物最終処分場に関する環境保全の協定で、新しくつくるクローズド型の最終処分場への埋め立て物については、焼却飛灰のみということでございます。発注前に当たりまして、地元の環境保全委員会、大野区の環境保全委員会の皆様ともこのことについてはお話をさせていただきましたけども、当然、協定書がある限り、実際に埋め立てるものについては、焼却飛灰のみということでございます。その新しい最終処分場が運用開始後、状況を見ていただいて、また地元の皆さんに説明していく中で、もし不燃残渣についての埋め立てにご理解がいただけるようであれば、それについてはやっていきたいというようなお話はさせていただいておりますけども、今現在、当然のことながらその協定書があるということで、新しい最終処分場に埋め立てるものについては、焼却飛灰のみということでござ

います。

もう一つ、主灰の関係のお話もあったかというふうに思います。

主灰については、現在、地元のセメント会社2社ありますけども、主灰をそちらのほうで処理いただけないかというふうな協議を続けてきているところでございます。おおむね、セメント会社の2社のほうから処理できるだろうということでお返事をいただいています。

ただし、最終的には、出た主灰等を試験的に焼却してみたいということもございますけども、現時点で他市町村で主灰も実際にその2社で処理していることから、そう成分的に大きく変わるものではないだろうということで、セメント会社2社のほうからは、おおむね受け入れができるというふうなお返事をいただいているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

丁寧な説明ありがとうございました。

仕様書の中には、飛灰と残渣というふうに明記はされているけども、直ちにそれを入れるという前提ではなく、今後とも、また地元の協議の中で、またその入れる中身についても定義等をしっかり決める中で進めていくというふうに確認とれましたので、これについては了解したいと思います。

ただ、やはり説明を尽くす。また、わかりやすく公表していく、見える化していくということで、できましたらこの協定書等もきちんと見える化もしていただければありがたいなど。ちょっと調べても出てなかったものですから、そういったところも見える化に重点を置いていただきたいということを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質問なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第97号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第97号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第97号は、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ10億6,420万2,000円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、3款民生費では、市営保育所整備事業の追加、5款労働費では、テレワーク推進事業の追加であります。6款農林水産業費では、漁港海岸保全施設整備事業の追加、8款土木費では、道路除排雪事業、復興まちづくり整備事業の追加であります。10款教育費では、小・中学校、幼稚園の空調設備整備事業の追加、11款災害復旧費では、農地農業用施設等の災害復旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表及び第4表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第10．陳情第5号及び同第6号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、陳情第5号及び同第6号を一括議題といたします。

本定例会において、受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第5号は市民厚生常任委員会に、陳情第6号は建設産業常任委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さんでございます。

〈午前11時47分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員